

武蔵村山市まちづくり審議会について

1 設置目的

武蔵村山市まちづくり条例の適正な運用

2 所掌事項

- (1) 市長の諮問に応じて、次の事項について審議すること。
 - ① 武蔵村山市まちづくり条例の規定によりその権限に属させられた事項
 - ② 武蔵村山市まちづくり条例の運用に関する重要事項
- (2) 武蔵村山市まちづくり条例の運用に関する重要事項について市長に対し意見を申し出ること。

まちづくり条例の規定によりまちづくり審議会の権限に属させられた事項

1 市長が審議会に意見を聴くことを義務付けている事項

- ① 地区まちづくり計画の決定（第15条第1項）
- ② 地区まちづくり計画の変更（第16条第2項・第19条第4項）
- ③ 推進地区の指定（第22条第3項）
- ④ 推進地区の区域の変更・推進地区の指定の取消し（第22条第5項）
- ⑤ 推進地区まちづくり計画の決定（第23条第7項）
- ⑥ 推進地区まちづくり計画の変更（第24条第2項）
- ⑦ 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の決定・新青梅街道沿道地区まちづくり計画の変更（第30条）
- ⑧ 景観重点基準の決定（第42条第4号）
- ⑨ 景観形成地区の指定（第46条第3項）
- ⑩ 景観形成地区の区域の変更・景観形成地区の指定の取消し（第46条第5項）
- ⑪ 景観形成基準の決定（第47条第7項）
- ⑫ 景観形成基準の変更（第48条第2項）
- ⑬ 開発事業の承認の取消し（第105条第1項）
- ⑭ 開発事業の適正な施行を確保するための命令（第106条）

2 市長が審議会に意見を聴くものとしている事項

- ① 地区まちづくり協議会の認定（第8条第2項）
- ② 地区まちづくり協議会等の認定の取消し（第13条第1項）
- ③ 景観重点基準に適合しない景観影響行為に対する勧告（第44条）
- ④ 景観形成基準に適合しない景観影響行為に対する勧告（第49条）
- ⑤ 開発事業の適正な施行を確保するための勧告（第103条第1項・第2項）

3 市長が審議会に意見を聴くことができるとしている事項

- ① 地区まちづくり準備会の認定（第9条第4項）
- ② 開発事業の事前協議事項に係る指導（第58条第1項）
- ③ 大規模開発構想に対する指導（第77条第1項）
- ④ 大規模土地取引行為に対する指導（第98条第2項）
- ⑤ 大規模事業活動からの撤退時等における指導（第99条第3項）

(参考)

○武蔵村山市まちづくり条例

(まちづくり審議会)

第110条 この条例の適正な運用を図るため、武蔵村山市まちづくり審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他この条例の運用に関する重要事項を審議する。
- 3 審議会は、この条例の運用に関する重要事項について、市長に対し意見を申し出ることができる。
- 4 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員8人をもって組織する。
 - (1) 識見を有する者 4人
 - (2) 市民 4人
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

○武蔵村山市まちづくり条例施行規則

(審議会の会長及び副会長)

第129条 武蔵村山市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第130条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第131条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第132条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。